

平成 19 年

7 月

No. 525



広 報

いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp>

草野小学校一年生



6/29

今日は手作り「弁当の日」

村が「早ね・早おき・朝ごはん運動」事業の一つとして実施した「弁当の日」。この日は子どもたちが自分で弁当やおにぎりを作りました。(20 ページに関連記事)



大いなる田舎 まていうイフ・いいたて

改正

村県民税・国民健康保険税

村県民税

税率5%→10%

地方税法の改正により個人住民税（村県民税）の税率が引き上げされました。

これまで個人住民税の所得割は、前年分の所得額に応じて3段階（5%、10%、13%の累進課税）に分かれていましたが、改正後は所得額の多少に関わらず一律10%（村民税6%、県民税4%の比例税率）になりました。（詳しくは左図参照）

これは、税源移譲により国（所得税）から地方（住民税）へ税源が移し替えられたことによるものです。村県民税は増えますが、所得税の税率を引き下げて調整するため「村県民税＋所得税」での負担額は変わりません。しかし、所得税の定率減税が廃止されたことなどにより、結果的に税負担は増加します。

定率減税が廃止に

定率減税は、厳しい経済状況に対応する緊急避難的な特例措置として11年度に導入されたもので、税額から一定額を控除する措置です。

この定率減税の額は17年度分までは所得割額の15%相当額（上限4万円）、18年度分は所得割額の7.5%相当額（上限2万円）でした。

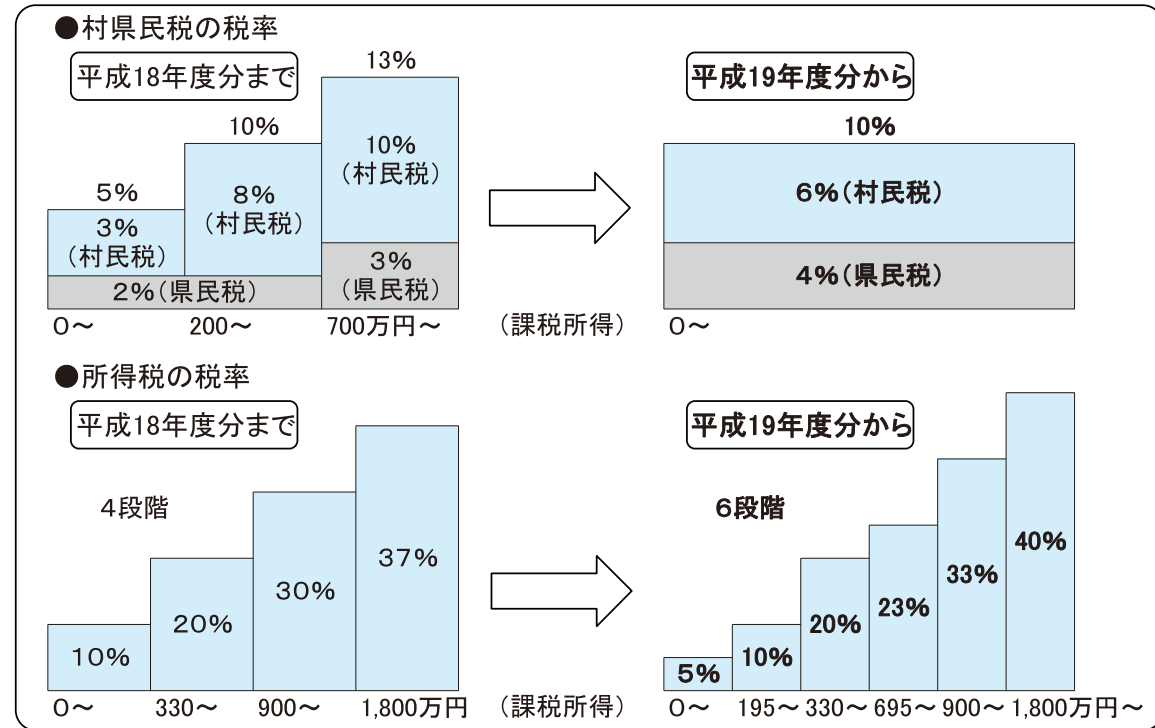
19年度分からは、経済状況の改善が認められるとして定率減税が廃止されます。

皆さんの税負担は増加します

定率減税の廃止や老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の減額等で、前年度と所得が同じ場合、税負担は増加します。

○お問合わせ：住民課税務係
（☎42-1615）

村県民税と所得税の改正内容



■ 夫婦と子ども2人の場合 ■

給与収入	平成18年度分まで				平成19年度分から			
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
200万円	0円	非課税	0円	→	0円	非課税	0円	=
300万円	0円	13,000円	13,000円		0円	13,000円	13,000円	
500万円	119,000円	80,000円	199,000円		59,500円	139,500円	199,000円	
700万円	263,000円	200,000円	463,000円		165,500円	297,500円	463,000円	

負担増減
0円
0円
0円
0円
0円

※子どものうち一人が特定扶養親族（16歳～22歳）に該当するものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

国民健康保険税

6月議会定例会で、国民健康保険条例の一部改正が可決されました。（詳しくは左表参照）

を確保する重要な制度で、病気やケガなどをした時に医療費の負担が軽減されるよう加入者が国民健康保険税を出し合い、国・県・市町村の負担と合わせて運営しています。

国民健康保険税 税率等改正内容

区分	課税対象	医療分		介護分	
		改正前 (18年度)	改正後 (19年度)	改正前 (18年度)	改正後 (19年度)
所得割	前年中の総所得金額から33万円を差し引いた額	8.98%	9.04%	1.44%	1.59%
資産割	固定資産税額	26.31%	26.29%	5.57%	6.27%
均等割	被保険者1人につき	24,990円	25,520円	8,060円	8,900円
平等割	1世帯につき	25,500円	25,400円	4,500円	4,900円
課税限度額		530,000円	560,000円	90,000円	90,000円

ご存知ですか？

国保税の軽減制度

国保税には、前年の所得が一定基準以下の場合、均等割額及び平等割額の7割・5割・2割が軽減される制度があります。

2割軽減の該当世帯には

申請書を送りますので、期限内に提出してください。（7割、5割軽減に該当する世帯は申請の必要はありません）

医療費の増加を抑えるには健康を維持することが最も効果的です

①健康診断を受け、健康状態をチェックする：病気の早期発見は、医療費の抑制につながります。

②運動を習慣化する：運動をして体を活性化することは、生活習慣病の予防に効果的です。

③食生活に気を配る：バランスの良い食事は、生活習慣予防と健康保持の第一歩として効果的です。

④適度な休養をとる：自分の健康状態を知り、適度に休養をとることが大切です。

私たち一人ひとりがいつまでも健康であることが、医療費の増加を抑え、税負担を軽減し国保財政の安定的な運営につながります。普段から自分の健康管理に気をつけて生活するように心がけましょう。

○お問合わせ

住民課税務係（☎42-1615）
健康福祉課健康係（☎42-1619）